備考

この表における品質区分は、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める規格によって示される品質の区分とする。

附　則

この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、平成二十九年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、平成二十八年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月三十一日　第二十六号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ワンサートインターナショナル有限会社　インド　ラージャスターン州　ジャイプル市　ソダラシュリラムコロニー　ラームナガール延長　グリーンフィールド公立学校脇　K－A－23B

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

インド　ラージャスターン州　ジャイプル市　マンサロバー　マンサロバーインダストリアルエリア　H－08

○農林水産省告示第四十六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十八年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	三菱CFM36	216022	三菱マヒンドラ農機株式会社
安全キャブ及び安全フレーム	三菱2FM36	216023	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第四十七号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

表深谷家畜市場の項を削る。

○農林水産省告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市渋川字前平六〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、六一九、字杉岡一三六三、一三六三の二、一三六四の二、一三六五、一三六五の二、一三六五の三、一三六六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大沢字湯ノ入一二六〇、字姥ケ原一二八三、一二八五の三、一二八五の四、二〇一一の一、二〇一二の二、二〇一二の乙

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山家一四三三の八〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町鹿子生字子レノ木一五九〇、一五九六から一五九八まで、一六〇〇、一六〇一、字長畑一六五三、一六五八、一六六〇、一六八一

二　指定の目的　水源の涵養